

第 5 回自治基本条例見直し委員会・概要

平成 29 年 6 月 26 日（月）午前 10 時から正午まで開催した、第 5 回自治基本条例見直し委員会について、今春から新しく入られた委員の方も入られたため、まず自治基本条例についての復習をパワーポイントの資料でしました。続いて、前回に引き続き「住民投票制度に関する重要事項検討報告書」で、主に論点 3 と論点 4 について、併せてネガティブリストについて、他に論点 7 について検討しました。

○住民投票制度に関する重要事項

（3）投票対象事項

- ・ 論点 3 「ポジティブリスト」と「ネガティブリスト」
- ・ 論点 4 住民投票の対象としない事項（除外事項）

（4）投票資格者

- ・ 論点 7 国籍要件

今回、自治基本条例の見直しという中で、自治基本条例で定められている住民投票について、その条例が未制定であるため、委員会の中で各論点をまとめて論じていくこととしましたが、諮問委員会として答申を提出するのではなく、検討結果を報告書として町長に提出するため、事前に町長の考えを伺った方がよいといったご意見もいただきました。

< 論点 3 ・ 論点 4 >

論点 3 と論点 4 については、次のような意見をいただきました。

- ・ 町長に対するリコールは、地方自治法で認められています。除外事項がないと無制限と言っても、実際には無制限ではない。
- ・ 対象事項について議会の承認を得ることは、一つの歯止めになるのでしょうか。
- ・ 町会議員の場合、500 票で当選する人もいます。議会の内容は熟議されていないというのが、町民の大きな声です。一方、町長は投票率にもよりますが、1 万人が投票に来ています。ですから、町長に決めてもらうことが、より多くの方の意見になるのではないのでしょうか。
- ・ 判断するのは町長でよいとしても、事例の「明らかに～」という表現でも制約することになるのであれば、そういう文言でもよいのでしょうか。
- ・ 坂戸市は「市長が認める事項」となっているが、私も「町長が」とする方がよいと思います。「町長が」と書いてあれば、町長になぜ反対するのかと言えばよいと思います。
- ・ （町長が除外事項か判断すると）住民投票の署名を町民が集めても、町長が（除外事項であると）拒否すれば住民投票ができなくなってしまいます。

- ・（町長が）本当に理不尽な拒否であったとしても、その場合は（地方自治法の）リコールがあります。
- ・（誰が判断するか）あいまいにするよりは、書いた方がよいと思います。

その結果、論点４の除外事項については、事務局で示した案の⑥（「その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項」）は、「適当でないと認められる」のを判断するのは「町長が」と入れることとしました。

（事務局が示した除外事項の項目案）

- ①町の権限に属さない事項。ただし、町の意味として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項（議会の解散、議員の解職、町長の解職）
- ③専ら特定の町民又は地域に関する事項
- ④予算の調製及び執行、町の人事その他町の執行機関の内部事務処理に関する事項
- ⑤町民が納付すべき金銭の額の増減（徴収）に関する事項（地方税の賦課及び徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項）
- ⑥その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

< 論点 6 ・ 論点 7 >

論点 6 と論点 7 については、次のような意見をいただきました。

- ・（滋賀県のある町では）ふるさと住民票を発行して、町外の人にも投票権を与えた事例があります。コクヨやＵＣＣのような大きな会社があり、そこで働く人たちの多くが町外から来ている町です。
- ・外国籍の人たちは、住民として税金も払っている。
- ・住民投票を１８歳以上としていたら、選挙権も１８歳以上になり、変わってきていることを考えると、（自治基本条例の）条文にはある程度広く受け入れるような下地があります。
- ・税金を払っていることも考えると、（外国人の）数が少ないので、町民と住民に分けるよりはオープンにしておいて、投票ができるようにした方が、寒川のよさが分かってくるのではないかと思います。
- ・（外国人の数が）７００人で大勢に影響がなければ、投票ができるように進めてもよいのではないかと思います。
- ・国際化を目指すなら、町が広く門戸を開放しない限り、この町をよくしていく理念にはならないのではないかと思います。
- ・沖縄の問題は米軍基地が原因ですが、つい最近の例でも、韓国人が日本のイチゴの苗を持ち出して勝手に栽培し、市場を荒らしていたり、日本大使館の前に、日韓合意で約束したの

に大統領が変わったからと言って、慰安婦を立てたままにしています。北朝鮮は、横田恵さんを拉致したりしています。ロシアでも、日本があれだけロシアにアプローチしているのに、（韓国の企業が）北方領土に接岸できる栈橋をつくろうとしています。中国も、日本の中古車を買って、壊れたから弁償しろと大騒ぎしたり、日本の知的財産を勝手に使っています。みなさんが言うことは分かりますが、憲法が（外国人の）参政権を認めていません。イチゴの苗なんて、寒川でも栽培していることです。外国人に対しては、住民投票に入れるというのは、寒川町を本当によくすることから見るともう少し待たないと。

・何年も住んでいる方は（外国人でも）入れるべきだと思います。来日して1年、2年で意見を言われても、もっと勉強してくださいですが。

その結果、論点7の国籍要件については、検討の参考にできる資料や、茅ヶ崎市でどのような点が議論となったのかまとめた資料を、次回に事務局で準備することになりました。

また、次回から論点12以降を検討していき、場合によっては委員会の回数を追加して議論をしていくことになりました。